

## こうち留学ホームページ構築委託業務 仕様書

### 1 業務の目的

全国生徒募集に関する情報や学校の強みを打ち出したホームページを構築し、高知県の県立高等学校の魅力を県外の中学生や保護者に周知することで、高知県の県立高等学校に入学し高校生活を送ること（以下「こうち留学」という。）を希望する県外の中学生の増加につなげる。

また、これまで各県立高等学校ごとに構築していた全国募集に関するホームページの情報を集約することや、複数の県立高等学校を比較する機能を入れることで、閲覧者が情報を得やすく高知県の県立高等学校の中から進学を選択を行いやすくすることを目的とする。

### 2 基本方針

広報発信力の強化

(1) スマートフォンやタブレット端末などでの閲覧も想定したデザインとする。

(2) ターゲットを絞り、全国生徒募集及び情報発信力の強化につながるための、最適と考えるデザインとする。

(3) 高等学校振興課及び県立高等学校職員が自らホームページを更新できるCMS（コンテンツマネジメントシステム）を導入することで、各高等学校の取組や情報を迅速かつ効果的に発信できるようにする。

### 3 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

#### (1) コンテンツ作成業務

ア トップページ及び県立高等学校ページ（33校）、イベント情報など各種ページのデザインとすること

イ レスポンシブデザインとすること

ウ 掲載するテキスト原稿や記事の中で使用する写真については県が提供することを基本とするが、デザインやレイアウトに関わるテキストやデザイン、イラスト等については受託者において準備すること。

エ ポータルサイトの稼働開始時点から掲載する情報については受託者においてシステム登録を行うこと。なお、県が掲載を指定する素材についてはデータ形式で県より事前共有することとする。

オ 検索機能（地域別、学科別、部活動別など最大5程度の検索条件を想定）を提案すること

カ 受験生向けコンテンツの作成

特に中学生（主に中学3年生）の受験に対するQ&Aページを作成すること。

キ 高等学校振興課及び県立高等学校にCMSの管理アカウントを発行し、各校担当者が自らページを更新できるようにすること。なおアカウント数は高等学校振興課（1）＋県立高等学校（33）の34アカウント程度を想定している。

ク 県立高等学校（教職員または生徒）への取材を行い、記事を作成すること（13校程度）

#### (2) CMSによるシステム構築業務

ア システム要件

① 公開する全てのページは常時SSL対応とすること。

公開サイトは年間最大10万PV、月あたり最大1万PVを想定しており、これに対応できるシステムとすること。

② CMSでは、標準的なテンプレート（トップページ、学校ページ、イベント情報等）をデザインの上実装し、ページの「見たまま編集」及び「画像編集」ができることとする。

なお、テンプレート非対応の場合も考えられることから、操作マニュアルを準備し操作手順

を記したPDFをサイトから参照できるようにすること。

- ③ OS、ミドルウェア、CMS等のバージョンアップによるデザイン・レイアウトの崩れ等がなく正常に機能させること。なお、CMSの構築に当たっては、開発効率及び操作性向上等となるプラグインについては利用を可とする。
- ④ アクセスログを容易に集計、解析できる機能の導入・設定等を行うこと。解析結果は自動集計され、本県職員がウェブブラウザを使って集計結果を閲覧できるようにすること。なお、Google アナリティクスの利用も可とする
- ⑤ CMSの特権アカウント及び各学校サイト管理者アカウントについて、現在の想定数は以下とする。

特権アカウント	1名
学校毎管理アカウント	33名

#### イ システム構築

- ① システム設計
- ② プログラム開発
- ③ コンテンツ作成
- ④ データの入力
- ⑤ サイトデザインの構築
- ⑥ システムの試験
- ⑦ 現地調整・稼働確認
- ⑧ 疎通確認

#### ウ サーバ設備

- ① システムは「校務支援ネットワークシステム」の仮想基盤内に設置することとし、構築の際はこの仮想基盤にアクセスし業務に当たること。
- ② CMS構築に必要なOS・ミドルウェア・データベース・CMS等を受託者側で準備しシステム稼働環境構築、ネットワーク設定（疎通試験含む）を行うこと。  
その際には、「校務支援ネットワークシステム」運用保守委託事業者と調整の上、作業を実施すること。また、受託者と運用保守委託事業者間で調整を実施する際には、教育政策課情報政策担当部署に申し出ること。

#### エ セキュリティ

- ① コンピュータウイルス等の被害を防ぐため、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、最新の定義ファイルを反映し、定期的にウイルススキャンを実施すること。
- ② ウィルス対策ソフトのライセンスは受託者が調達すること。
- ③ 最新のセキュリティパッチの適用等を行い、適切なセキュリティ対策をとること。
- ④ 高知県教育情報セキュリティポリシーを遵守し、セキュリティ対策の作業手順を定めること。
- ⑤ サーバー及びサービス等へのアクセスログを取得すること。
- ⑥ 不正アクセスが検知された場合は、速やかに県に報告し対策を行うこと。
- ⑦ リモートメンテナンスにより、受託者等がインターネットを介してシステムメンテナンス等実施する場合は、十分なセキュリティに配慮すること。

#### オ バックアップ

登録データ等は日次でバックアップし履歴を残すこと。

### (3) 運用保守業務

受託者は、システムが適切に運用されるよう、以下の保守管理業務を行うこと。

- ア システムメンテナンス等による計画停止がある場合には1週間前に関係者に連絡できるようにすること。
- イ 稼働率は計画停止時間を除き98.5%とすること。
- ウ 障害発生によるシステム復旧は、最長でも休日を除く24時間以内に行うこと。
- エ ソフトウェアアップデート
- オ 委託者からの問合せ対応  
受託者は、導入後の県からの技術的問合せに対応すること。なお、問合せはシステム管理者を窓口として行うこととする。また、対応については、平日（月曜日～金曜日）9時から17時までとし、祝日を除く。ただし、障害発生時や緊急時はその限りではない。
- カ その他システムの運用保守に必要な業務

### (4) その他

- ア 公開サイトの閲覧者を増やしたりユーザーの利便性を高めたりするため、SEO（検索エンジン最適化）対策及びSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の効果的な活用方法等について提案すること。

## 4 業務の期間

### (1) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### (2) 構築期間

契約締結日から令和7年2月28日まで（予定）

### (3) 公開日

令和7年3月1日（予定）

### (4) 運用保守期間

公開日から令和7年3月31日まで

## 5 委託業務の成果品

### (1) 成果物の内容

本委託業務が終了したときは次の内容を含む成果物をメディア（DVD-RまたはUSB）により1点を県に提出すること。各ファイルには内容の分かるファイル名を付与すること。また、ファイル提出前にはウイルスチェックを行うこと。

ア ポータルサイト構築及び運用保守に関わる各種ドキュメント

- ① 設計書（サイトマップ、基本設計書（画面遷移、システム構成等）等
- ② 操作マニュアル（管理者用マニュアル一式、CMSの操作マニュアル一式）
- ③ セキュリティ実施手順書
- ④ 運用保守に係る報告書
- ⑤ 業務完了報告書
- ⑥ デザインに使用した画像データ一式（印刷物への使用も可とする）
- ⑦ その他、本業務で作成されたドキュメントにかかるもので、本県より指示があったもの。

## 6 実施体制

本委託業務の実施に当たっては、責任者、連絡窓口担当者を明確にし、業務が円滑に実施できる人員・体制を確保すること。

## 7 業務計画書

本委託業務の受託後、1週間以内に、業務ごとのスケジュールを整理した業務計画書を提出するものとする。

## 8 その他（記載のない提案）

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者による協議のうえ定めるものとする。

## 9 留意点

### (1) 個人情報

個人情報の取扱い等については、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。

### (2) 機密保持

本業務に従事するすべての者は、「高知県教育情報セキュリティポリシー」を遵守すること。また、受託者は、本県の承諾を得ることなく、本業務に関して知り得た事項を受託作業に従事する者以外の第三者に漏らしてはならない。この義務は、契約終了後も存続するものとする。

本業務において作成した資料、または貸与されたデータ（電磁記録を含む）、貸与品、資料等の管理について、万全の措置を講ずること。

### (3) 著作権

ア 導入するソフトウェアについて、パッケージの固有機能に対する著作権はパッケージ開発元に留保する。

イ 導入するソフトウェアについて、本業務で新たに開発された本県固有要件への改修に対する著作権は原則として県に帰属する。

ウ 業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有するソフトウェアの利用が必要となるときは、事業受託者及び本県は、その取扱いについて協議し、事業受託者または本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

エ ホームページデータ（文書・画像等のデータおよび内容）について、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利は、成果物の引渡しと同時に、本県に帰属するものとする。

オ その他、ここに定めのない事項については、本県と協議のうえ決定するものとする。

### (4) 再委託

ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

イ 本業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとする場合はあらかじめ「再委託届」を県に提出し、県の承諾を得なければならない。この場合においても、本業務の主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

### (5) 瑕疵担保責任

ア 受託者は、本県に納入した納品物の瑕疵について、本県が瑕疵を発見したときから1年間、担保の責任を負うものとする。

イ 県は、本仕様書9(5)の期間において瑕疵のある納品物について、受託者に相当の期間を定めて修補を依頼し、または修補に代えもしくは修補とともに当該瑕疵により生じた損害に対する賠償の請求をすることができるものとする。

### (6) 提供情報等の返還

受託者は、本県の求めに応じ、本県が提供した情報の返還及び処分に応じなければならない。

### (7) その他

本仕様書に定められていないものは、双方協議して定めるものとする。